最終更新日:2015年12月22日
株式会社リミックスポイント
代表取締役会長兼社長 國重惇史
問合せ先:経営管理部長 花田敏幸
証券コード:3825
http://www.remixpoint.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が持続的な成長と企業価値向上のために必要であると認識しております。このため、当社は、企業倫理を含めたコンプライアンスおよびリスクマネジメントに積極的に取り組み、透明かつ公正な経営を実現するよう常に心がけております。
また、適時かつ適正な情報開示に加え、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たしていくことによって、社内外からの理解と信頼が継続して得られるように努めてまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 30%以上 |

**【大株主の状況】 更新**

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED | 7,655,000 | 20.27 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086 | 3,501,800 | 9.27 |
| HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 | 2,250,000 | 5.96 |
| ロジテックインベストメント株式会社 | 1,845,800 | 4.89 |
| 株式会社MAYA INVESTMENT | 1,115,000 | 2.95 |
| 株式会社SBI証券 | 888,400 | 2.35 |
| 吉川　登 | 875,000 | 2.32 |
| IMグロース1号投資事業有限責任組合 | 742,000 | 1.96 |
| 日本証券金融株式会社 | 624,000 | 1.65 |
| GMOクリック証券株式会社 | 326,500 | 0.87 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 更新 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

「大株主の状況」は2015年9月30日現在のものであります。
なお、上記のほか、当社が保有する自己株式60,000株があります。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 20 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 5 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 高野　民治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 市橋　保男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 花岡　裕之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 安田 博延 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 江田　健二 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 高野　民治 | | | ――― | ＜選任理由＞<br>事業会社経営者としての豊富な経験および見識等を有しており、当社経営の監督に活かしていただくため、選任しております。 |
| 市橋　保男 | ○ | | ――― | ＜選任理由＞<br>事業会社経営者としての豊富な経験および見識等を有しており、当社経営の監査・監督に活かしていただくため、選任しております。 |
| 花岡　裕之 | ○ | ○ | 花岡氏は、プリベント少額短期保険株式会社代表取締役、花岡裕之行政書士事務所代表を兼任しております。 | ＜選任理由＞<br>豊富な行政経験と見識、特に財務・会計に関する専門的な知見を有しており、また、行政書士としての専門的見地もあることから、当社の監査・監督に活かしていただくため、選任しております。<br><br>＜独立役員に指定した理由＞<br>同氏は、当社との利害関係を有せず、高い独立性を有していることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。 |
| 安田 博延 | ○ | | ――― | ＜選任理由＞<br>司法分野における豊富な経験および見識ならびに弁護士としての専門的知見および経験を有しており、当社経営の監査・監督に活かしていただくため、選任しております。 |
| 江田　健二 | ○ | | ――― | ＜選任理由＞<br>経営コンサルタントとしての豊富で幅広い経験と知識を有しており、当社経営の監査・監督に活かしていただくため、選任しております。 |

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 4 | 0 | 0 | 4 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 | なし |

現在の体制を採用している理由 更新

内部統制監査部門を設置していることおよび当社の組織規模から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を専任として置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には人事的な対応を行うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の業務執行を監督するとともに、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要部長との間で頻繁に意見・情報の交換を行い、独立した視点から経営の監視を行っております。また、定期的または臨時に開催される「リスク・コンプライアンス委員会」に出席し積極的に意見を述べ、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図っております。
監査等委員会は、会計監査人との間で、定期的に、また必要に応じて随時、監査の実施状況について意見および情報の交換を行っております。
また、監査等委員会は、内部統制監査部門からの内部監査の結果および改善課題の進捗状況に関する報告を受け、必要に応じて指示を出しております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | 社内取締役、従業員、その他 |

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員および業務委託者に対し、ストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等の開示については、有価証券報告書および事業報告を当社ウェブサイトにおいて掲載することなどにより、公衆の縦覧に供しております。直前事業年度における具体的な内容は次のとおりであります（人数は延べ人数）。
［取締役（5名）］総額8,400千円（支給人員数1名）　［監査役（4名）］総額8,400千円（支給人員数4名）

なお、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行とその報酬額等の決定につきご承認いただいたことに伴い、取締役の報酬等の構成は次のとおりとなっております。
・取締役　（監査等委員である取締役を除く）　年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は100,000千円以内）
・監査等委員である取締役　　年額200,000千円以内

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、経営管理部が社外取締役に対するサポートを適宜行っており、情報格差等が生じないように都度電子メール等の手段で必要な連絡・報告を行っております。
また、監査等委員会のサポートとしては、内部統制監査部門がその職務遂行を補助しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）コーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、平成27年６月26日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たな機関設計として導入された監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
その過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会に対する監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

（2）業務執行
当社の取締役会は、監査等委員でない取締役3名（うち、社外取締役１名）および監査等委員である取締役４名（全員が社外取締役）で構成されております。なお、現在、取締役会には女性は含まれておりません。
取締役会は、企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、意思決定の迅速化や適正性を担保するために重要事項の審議・決裁を行うため、臨時取締役会も随時に開催しております。

（3）監査等委員会による監査・監督
当社の監査等委員会は、当社における業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項を含む取締役の職務執行の監査・監督を行います。
・取締役の職務執行の監査および監査報告の作成
・取締役会その他の重要な会議への出席と意見陳述
・監査の方針、監査等委員会の権限行使に関する事項の決定

（4）会計監査
当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査についてアスカ監査法人を任じており、適宜、法令に基づく適正な会計監査が行われております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利益関係はありません。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員　田中大丸
指定社員　石渡雄一郎

（5）報酬決定
取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、その総額の上限を株主総会で決議しております。

（6）責任限定契約
当社は、社外取締役５名との間で、当社定款に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任について、当社定款に定める責任限度額での責任限定契約を締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

コーポレート・ガバナンスの構成としては、当社の現在の企業規模、業態に即した適切なであり、効率的な経営が可能と考えています。また、社外取締役5名（うち、監査等委員４名）を含んだ取締役会の構成は、経営の透明性、公正性および経営監視の独立性確保に有効であると判断しています。
また、取締役会において迅速かつ適切な経営の意思決定を行い、監査等委員である取締役が取締役会に出席して第三者的な観点から助言・意見することで、経営監視・監督機能を強化しております。また、監査等委員会、内部統制監査部門及び会計監査人が適宜連携し、業務執行の状況を詳細に把握できることなどを総合的に勘定し、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回以上の決算説明会を開催し、代表者が業績や経営戦略等を説明するとともに、決算説明会における資料を当社ホームページにおいて掲載しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社は、ホームページにおいて、適時開示情報、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、IRスケジュール、ニュース等の掲載を行っております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営管理部に所属する2名が兼務で担当しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 顧客、株主・投資家、取引先、従業員との信頼関係を確保し、社会からの信頼と評価を高めるべく、事業活動を行うように、「倫理コンプライアンスガイドライン」を定め、周知徹底しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、株主・投資家からの信頼を確保するために、ステークホルダーに対する説明責任を果たすべく適法かつ適正な情報開示を行うとともに、社会の要請に応えた正確かつ積極的な情報公開を行うことを、基本的な方針としております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成27年12月22日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を見直し次のとおり決議しております。

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
（2）「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
（3） 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
（4）「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
（5） 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
（6） 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
（7） 内部統制監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
（8） 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1） 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
（2） 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） 取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
（2） 各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
（3） 新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
（4） 内部統制監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
（1） 取締役会は原則月１回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
（2） 職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
（3） 取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
（4） 情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

5．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は単体企業であるため該当する体制が現在ない。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1） 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
（2） 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1） 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
（2） 内部統制監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
（3） 監査等委員会から求めがあった場合には、取締役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
（4） 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
（5） 監査等委員会に直接間接を問わず報告又は通報を行った者に対して、当該報告又は通報を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。

8．監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（1） 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
（2） 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
（3） 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
（4） 監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
（2） 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
（3） 監査等委員会は、会計監査人及び内部統制監査室と、会社の監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、反社会的勢力に関係する企業、団体、個人とは取引を行いません。
当社の取締役および従業員に対し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するべく周知徹底を行っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

